

政令第三百三十六号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行期日は、平成二十年十一月四日とする。

## 理由

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。